

第9回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年9月5日(火)
- 2 開会日時及び場所
平成29年9月5日(火) 午後2時03分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年9月5日(火) 午後3時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者(15名)

1番 水口 正好 3番 大島 忠保 4番 渡部 篤 9番 林田 剛
10番 横田 晴喜 14番 吉田 良一 15番 平野 利光 16番 森崎 茂徳
18番 内田 弘幸 24番 草野 定 28番 田浦 則利 32番 鶴殿 徳康
33番 渡邊 茂徳 34番 馬場 保 36番 川内 幸徳

(2)欠席者(3名)

7番 渡辺 勝美 8番 本田 岩勝 11番 松尾 文昭

(3)部会長の依頼により出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 江口 秀司 |
| 参事 | 増富 浩彦 |
| 嘱託 | 大石由紀子 |
| 嘱託 | 松田亜希子 |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第61号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第62号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後2時03分開会

○参事（増富 浩彦君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部会長に開会をお願いします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。9月に入りましてだいぶ涼しくなりました。本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第9回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第60号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第61号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第62号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上、6件を付議します。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、1番、水口委員、4番、渡部委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第57号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号48番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） はい、議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号48番については、破産管財人からの申し出による案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号48番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号48番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号49番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） はい、議席番号32番、鶴殿です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号49番については、共有名義の農地を甥に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号49番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号49番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号50番、51番は、交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） はい、議席番号9番、林田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号50番、51番については、お互いの耕作利便のため、交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号50番、51番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号50番、51番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決しました。

次に、受付番号52番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） はい、議席番号9番、林田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号52番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号52番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号52番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号53番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） はい、議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号53番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はなないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号53番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号53番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号54番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） はい、議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号54番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号54番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、15番、平野です。

資料によりますと、こっちのほうには所有権移転って書いて、こちらは使用貸借権って書いてあるんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君） 今現在、使用貸借権が息子さんと結ばれています。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（15番 平野 利光君） はい。

○議長（馬場 保君） ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第57号、受付番号54番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第58号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） はい、議席番号9番、林田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号8番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号8番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第58号、受付番号8番の転用申請を認める

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第59号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号38番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） はい、議席番号14番、吉田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号38番について、申請人は、農業用施設（農舎）への転用を計画されております。申請地は、平成29年6月20日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われまます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号38番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい、議席番号18番、内田です。

使用貸借権設定ってなっているんですけど、権利の存続期間永久ということで、使用貸借権永久っていうとは、いいんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 賃貸借が50年で今一応区切られておりますけど、使用貸借権は存続期間の定めはありません。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号38番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号39番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） はい、議席番号32番、鶴殿です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号39番について、申請人は、隣接の宅地を購入され、申請地を家庭菜園へ転用する計画をされております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号39番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号39番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号40番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号40番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500メートル以内に歯科医院、中学校があることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号40番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 申請人は親子ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○参事（増富 浩彦君） 義理の親子になります。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号40番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号41番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号41番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は、農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500メートル以内に歯科医院、中学校があることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号41番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号41番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号42番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号42番について、申請人は、農業用施設（牛舎等）への転用を計画されております。申請地は、平成29年5月23日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われれます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号42番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） あそこは牛舎等が密集して、ふん尿処理あたりは完全にできているのかどうか、近隣の農家に迷惑をかけていないのかどうか、その辺の確認をもう一回したいと思いますが。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 林田委員の方からも事前に電話でご相談があったんですけども、現地確認をしたときも雨で流れた跡があったですたいね。今回のこの申請地に関しては、申請者の代理人である行政書士のほうにお願いはしてはあります。

○委員（１０番 横田 晴喜君） やっぱり、同じような牛舎があったけん、そういう指導もしていかないかとじゃないかなと思いました。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） これは今、内田委員から聞いたんですけど、この運動場はコンクリにされるんですけど、あれやったら全面的に流れる、今、横田委員が言われるのも本当じゃないかなと思うんですけど、やっぱり、そしたら、雨水も溜マスに流すような方向をとってもらいたいなど私たちは思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局よろしいですか、説明。

○参事（増富 浩彦君） その辺はちょっと申請者のほうと話をしてみたいとは思っています。

○議長（馬場 保君） 森崎委員、よろしいですか。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） 事務局よろしく、ふん尿対策の確認をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） はい、わかりました。ご質疑ございませんか。

○議長（馬場 保君） 林田委員。

○委員（９番 林田 剛君） 今、話に出ているように、私たちのこの地区に、ある程度大型の牛舎があつて、運動場あたりもかなりの広さで放牧をされているところが割りとあるので、今、最近雨の集中豪雨というか、雨量自体も多いし、ひどい雨のときに流れてくるとは、まあ、仕方がなかかって感じですけど、少し降っただけでも、やっぱり道に運動場から流れるという苦情あたりも上がっているので、できれば、そういう指導あたりも新しく今から建てられるところはしていただきたいと思えます。

○参事（増富 浩彦君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） そういう意見があったということで、よろしくご指導お願いします。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号42番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第60号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第60号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

整理番号22番については、申請人の都合により、利用権設定の申し出の取り下げ書が提出されましたので削除をお願いします。

13ページ23番から14ページ27番は、所有権移転による案件、28番、29番は、農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

議案第60号に対する質疑を見開き2ページごとに行います。

まず、9ページから10ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、11ページから12ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、13ページから14ページについて、ご質疑ありませんか。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 18番、内田です。

23番ですが、1,568平米で、三十万円ってなっとうとですけど、まあ、余りにも今度ほかんと比べると比べたら、次んとは1,150平米や2,997平米で300万円とか、あんまりにも土地代に差があるんですが場所的に相当悪かところなんですかね。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 売り主からちょっとお伺いしたんですけど、場所的にも面積的にもこれだけあるわけですけど、若干ここは荒れている状態で、別の方に売るという話が最初あったそう

ですけれども、今回の譲受人さんが昔からずっとこの土地を耕作しておらずということで、この人にもう本人さんに言われたら幾らでもいいってというような、譲渡人さんも農業を余りできない方で、そういうことであつたもんやけんがそういうことであればちゅうことで伺いをしております。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） よかですけど、幾らでもよかつたならもう少し値段を上げててもよかつたじゃなかろうかなと思うんですけど。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第60号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農業地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第61号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第61号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第61号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 農用地利用配分計画（案）ですけど、中間管理機構を通じて農地の利用配分されるわけでしょうけど、その後、中間管理機構のほうに集約はしてくれるとはよかけど、周りの農地に迷惑ばかりのごと集約しても管理しいきらんような状況のところもあるようですので、やっぱり本人がしいきらんようなら、中間管理機構がちゃんと言って、ちゃんともうその人に配分ばすんなら配分した後、その人が管理ばしいきらんとなら、中間管理機構はとにかくなんらかの形で管理ばするような方向で、中間管理機構のほうにも事務局のほうからでも言うて、ちゃんとした管理ができないような集約では周りに迷惑をかけますので、よろしくをお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 了解しました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、事務局。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） 意見として、お願いします。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第61号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第61号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第62号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第62号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

整理番号1番について、ご質疑ありませんか。

○委員（3番 大島 忠保君） 3番、大島です。

これは何か周りのほうの地番が書いてあったんですけども、山か畑かどっちですかね。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 大体、畑と思う。

○委員（3番 大島 忠保君） 周りは全部畑ですか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 登記上畑ですが、全体的に山林化してます。

○委員（3番 大島 忠保君） 現状、周りは全部山みたいな感じになっとるわけですね。周りがそういう状況であれば、もう仕方がなかでしょうね。

○委員（16番 森崎 茂徳君） そうですね。

○委員（3番 大島 忠保君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第62号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後、非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要

するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 00 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 9月 5日

議 長

署名委員

署名委員